

早稲田大学 技術士稲門会 細則

第 1 章 総 則

第 1 条 早稲田大学技術士稲門会会則第 29 条の規定によりこの細則を定める。

第 2 条 この細則の制定及び変更は幹事会の議決を経るものとする。

第 2 章 会 費

第 3 条 会員の年会費は一口年額 2,000 円とする。学生会員には会費を免除する。

2. 終身会費 20,000 円を納入したものは、翌年から年会費を免除する。

第 4 条 会員は年会費として 1 口以上の会費を納めることとする。賛助会員は年会費として 4 口以上の会費を納めることとする。

第 3 章 事務分掌

第 5 条 会務を分掌するため部会を置く。

第 4 章 事務所

第 6 条 当会事務局は持ち回りとする。

以上

2005 年 10 月 15 日制定

2017 年 6 月 10 日改訂：第 3 条第 2 項を追加。